

小・中学校新学習指導要領Q & A ～外国語活動・外国語編～

(小学校外国語活動 Q&A)

Q1 外国語活動において、「外国語を通じて～（略）～，コミュニケーション能力の素地を養う」とありますが，具体的にはどういう指導内容を想定しているのでしょうか。

A1 小学校学習指導要領における「コミュニケーション能力の素地」とは，小学校段階で外国語活動を通して養われる，「言語や文化に対する体験的な理解」，「積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度」，「外国語の音声や基本的な表現への慣れ親しみ」を指したものです。これらは，中・高等学校の外国語科で養うこととしているコミュニケーション能力を支えるものとなります。

外国語活動は，単に国際理解を図ることを目的とした活動ではなく，中学校の外国語科の学習に接続するものとして位置づけられています。

Q2 文字指導について，外国語活動ではどの程度まで扱うことが出来るのでしょうか。

A2 外国語活動の指導においては，音声によるコミュニケーションを重視し，聞くこと，話すことを中心とする豊かなコミュニケーションを体験させることが大切です。アルファベットなどの文字の指導については，例えば，アルファベットの活字体の大文字及び小文字に触れる段階にとどめるなど，中学校外国語科の指導とも連携させ，児童に対して過度の負担を強いることなく指導する必要があります。また，外国語を初めて学習する段階であることを踏まえると，アルファベットなどの文字指導は，外国語の音声に慣れ親しんだ段階で開始するように配慮する必要があります。なお，国語におけるローマ字の指導については第3学年で行われることから，外国語活動よりも前の学年で既に指導がなされています。ただし，外国語にはローマ字にはない文字もある点に注意してください。

Q3 総合的な学習の時間に，国際理解に関する学習の一環として，外国語を扱うことは出来ますか。（これまでも，小学校3，4年生の総合的な学習の時間で外国語に触れる活動をしていましたが，新学習指導要領の下でも同様に外国語を扱ってもよいですか。）

A3 外国語に関わる学習の教育課程上の位置づけについては，当該学習の目標に即して判断する必要があります。新学習指導要領においては，総合的な学習の時間は，「横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して，自ら課題を見付け，自ら学び，自ら考え，主体的に判断し，よりよく問題を解決する資質や能力を育成する」こと等を目標としています。また，総合的な学習の時間に行われる国際理解活動については，「問題の解決や探究活動に取り組むことを通して，諸外国の生活や文化などを体験したり調査したりするなどの学習活動が行われるようにする」ものとされているところです。これらに照らして適切な活動であり，スキルの習得を主目的としたものでなければ，当該活動の中で外国語を用いることは問題ありません。しかし，指導要領に示されている小学校の外国語活動や中学校の外国語科の目標や内容に即した学習を小学校3・4年生で行いたい場合には，標準授業時数の枠外で時間を独自に設ける，学校教育法施行規則第55条の2に

基づいて、地域の特色等を生かした特別の教育課程を編成するといった方法による必要があります。

Q4 「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」1(5)の文中「学級担任の教師または外国語活動を担当する教師が行うこととし」とあります。学校の実態や地域の事情によっては、外国語活動を担当する教師のみが5・6年生全ての外国語活動を行ったり、外国語活動を担当する教師が他の授業を受け持たない教科担任制をとったりすることは可能でしょうか。

A4 小学校の教員免許状をもつ者か、中学校又は高等学校の外国語の免許状をもつ者であれば、外国語活動を一人で授業を行うことが制度上可能です。(教育職員免許法施行規則を改正。平成20年11月12日公布、平成21年4月1日施行)。その上で、担任が指導すべきか、専科教員が指導すべきかについては、他教科と同様に、各学校の教員数や、外国語活動の指導についての個々の教員の得手・不得手の度合いなどを踏まえながら、各学校において判断できます。

なお、中・高の外国語免許状をもつ者が指導にあたる場合には、中学校の外国語科とは異なる、小学校の外国語活動の目標や内容をよく理解するとともに、児童の発達の段階にも十分留意し授業を実施することが大切です。

Q5 児童や地域の実態に応じた英語活動を実施するときに、「英語ノート」をどの程度使用しなければならないのでしょうか。

A5 「英語ノート」は、全国一定の教育水準を確保するため、新しい学習指導要領に規定された外国語活動の趣旨・目的を踏まえて国が作成した教材です。

また、「英語ノート」は、中学校外国語科の学習内容ともつながるように作成されているので、各学校において積極的に活用することを想定しています。

ただし、今まで各地域や学校において培ってきた指導経験をもとに作成された教材等を否定するものではありません。独自教材を使用する場合、当該教材が外国語活動の目標や内容に合致しているかどうかについては精査する必要があります。

なお、一部の授業において「英語ノート」以外の教材を活用したり、「英語ノート」と独自教材とを融合させて活用したりすることも可能です。各学校において実態を考慮した上で、使用の程度・範囲を検討いただき、年間指導計画を作成していただきたいと思えます。

Q6 「英語ノート」について、移行期間での配布はありますか。また、高学年以外の教材として、配布またはコピーして使うことが可能なのですか。

A6 「英語ノート」については、配布を希望する全国の小学校に対して、平成21年度使用分から配布されています。

第4学年以下において外国語活動を実施する場合、第5・6学年における外国語活動とのつながりや中学校外国語科への円滑な接続等を見通した上で、必要に応じて「英語ノート」を活用することが考えられます。その場合、「学校教育の目的上必要と認められる限度において、各学校の授業及び教員の指導力向上のための研修会等における使用のために」コピーすることは可能です。

Q7 中学校との連携を進めたいと考えていますが、中学校への英語ノートの配布はありますか。

A7 全ての中学校に、「英語ノートⅠ・Ⅱ」を1セットずつ配布しています。

Q8 国立・私立の小学校にも英語ノートや研修ガイドブックは配布されますか。

A8 英語ノートは、希望する学校に配布されます。研修ガイドブックについては、必要な場合は、PDF化したものを送付しますので、県教育委員会までご相談ください。

Q9 中学校との接続を考え、自校の年間指導計画の見直しを行う際のめやすとして、英語ノートや、英語ノートの外国語活動年間指導計画にある使用表現や語彙等は、すべて網羅しておくべきでしょうか。

A9 年間指導計画の見直しの際、英語ノートにある使用表現や語彙等をすべて網羅しておく必要はありません。学習指導要領に示す目標や内容を踏まえた計画であればよいのです。その際、英語ノートは学習指導要領に示す目標や内容を踏まえたものとなっていることから、各学校が計画を立てる際の有効な目安にはなるものと考えます。

Q10 複式学級や、へき地の少人数学級では、コミュニケーション活動をどのように進めればよいでしょうか。また、複式学級には、英語ノートⅠ・Ⅱの両方を配布していただくことはできますか。

A10 複式学級でのコミュニケーション活動は、下の学年のレベルを考慮する必要があります。ICTの積極的な活用や遠隔教育も考えられます。英語ノートは、予算の関係上、児童1人につき、1冊となっていますので、もう一方の英語ノートも併せて活用する場合は、コピーで対応してください。

Q11 英語ノートを活用しての、具体的な到達点は何ですか。

A11 英語ノートでは、6年生の終わりに「スピーチ」があります。メモをもとに簡単な英語を用いて、自分の夢を紹介する内容になっており、少々表現に誤りがあっても、英語を使って、堂々と人前で話すことがゴールになっています。中学校1年の最初に、名前や将来の夢などをみんなの前で語れるようにしておけば、小・中学校のつながりができます。

Q12 1単位時間を、例えば9分×5日間のように、モジュールでカウントすること可能ですか。

A12 制度上は可能です。ただし、効果的な指導ができると見込まれるということが前提です。このような短い時間による授業は、もちろん、行き当たりばったりで行われてはならず、計画的に扱わなければいけません。したがって、当該活動が指導計画に位置づけられ、外国語活動の目標が達成できること、また、指導の成果を把握すること等の体制が整備されていなければ、適当な措置とはいえません。教育的な効果が見込まれないような指導方法は採用すべきではないということです。

Q13 外国語活動の評価は、どのようにすればよいですか。

A13 評価については、表現の定着やいわゆるスキルのみでの評価にならないよう注意する必要があります。評定は出さずに、観点別に、文章の記述による評価となります。学習の状況や成果などについては、子どものよい点、意欲や態度、進歩の状況などを踏まえて評価することが大切です。

評価方法については、教師による行動観察・発表観察、児童による自己評価・相互評価などがあります。児童が発表の仕方や目標を自ら設定して、教師、児童同士が評

価することも可能です。

指導要録について、外国語活動が全面実施となる平成23年度以降の評価の観点は、設置者において、学習指導要領の目標及び具体的な活動等に沿って設定すること、また、国から例示された「コミュニケーションへの関心・意欲・態度」「外国語への慣れ親しみ」「言語や文化に関する気付き」の3点を参考に設定することとなっています。各学校において観点を追加して記入することも可能です。観点の設定にあたっては、中・高等学校における外国語科との連続性にも配慮することが必要です。

(中学校外国語 Q&A)

Q14 小学校に外国語活動が導入されたことを踏まえ、どのような事項に留意する必要がありますか。

A14 中学校学習指導要領においては、「小学校における外国語活動との関連に留意して指導計画を適切に作成するものとする」としています。これは、今回の改訂で小学校に外国語活動が導入されたことにより、新たに示されたものです。

中学校の指導計画の作成に当たっては、小学校における外国語活動を通じて培われたコミュニケーション能力の素地を踏まえながら、中学校での外国語教育へ円滑に接続できるよう配慮する必要があります。そのため、中学校においては、地域の小学校における外国語活動の指導の内容について、扱われている単語や表現などについてもきめ細かく把握することが、特に中学校第1学年の指導内容に係る指導計画を作成する際に必要となります。

また、小学校においても、中学校外国語科において「コミュニケーション能力の基礎を養う」ためにどのような指導が行われているのかについて十分に研究した上で、小学校外国語活動の指導計画を作成することが必要になります。

具体的には、例えば、発音と綴りの関係について、小学校の外国語活動では、音声を中心に慣れ親しみ、それを受けて中学校では文字を通じた学習が始まることから、小学校で play /pleɪ/ や thank /θæŋk/ などの音声に触れたあと、中学校では文字でどのように表すかを学ぶ際に、その両者を関連付けて指導することなどが考えられます。

Q15 今回の改訂においては、指導内容を「理解の段階にとどめること」としていた文言が消えたり、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことに関する指導内容に係る記述が増えたりしています。これは、学ぶべき内容が増えるということでしょうか。

A15 今回の学習指導要領改訂では、これまでの学習指導要領において、「…については、理解の段階にとどめること」等と定められていた、いわゆる「はじめ規定」については記述を改め、各学校がそれぞれの創意工夫を生かした特色ある授業を実施できること、授業において扱う範囲は、地域や学校、学級、生徒等の実態に応じて、各学校の判断に任されることが一層明確になるよう見直されています。

なお、今回の改訂では、授業時数が各学年で105時間から140時間に増加となっていますが、指導すべき語数を除き、文法事項等の指導内容はほとんど増加していません。増加となる授業時数においては、言語活動の充実を通じて、言語材料の定着を図るとともにコミュニケーション能力の基礎を一層育成することが大切です。

Q16 今回の改訂においては、指導する語数が300語程度増加し、1200語程度の語を扱うこととされています。語の指導に当たっては、どのような事項に留意する必要がありますか。

A16 中学校の3学年間に指導する語については、改訂前は「900語程度までの語」でしたが、今回の改訂で「1200語程度の語」となりました。これは、語彙の充実を図り、授業時数が105時間から140時間に増加されたことと併せて、生徒が一層幅広い言語活動を行うことが出来るよう指導するためです。

この1200語程度については、「運用度の高いものを用い、活用することを通して定着を図るようにすること」が重要です。

また、教材の選定に当たっても、「聞くこと、話すこと、読むこと、書くこと」などのコミュニケーション能力を総合的に育成するため、実際の言語の使用場面や言語の働きに十分配慮」することや「生徒の発達の段階及び興味・関心に即して適切な題材を変化をもたせて取り上げる」ことにより、生徒が自ら興味をもって言語活動を行ったり、英語で発信したりすることが、より一層充実して行われるよう適切な配慮が必要です。

なお、「1200語程度」とは、これを上限とする趣旨ではありません。また、語数については、綴りが同じ語は、品詞にかかわらず1語と数え、動詞の語尾変化や、形容詞や副詞の比較変化などのうち規則的に変化するものは原則として1語とみなすことを前提に考えています。

Q17 新学習指導要領解説の中の、「総合的」と「統一的」の意味の違いは何ですか。

A17 4つの技能を「総合的」に育成するというのは、4つの技能を「バランスよく」育成することであり、4つの技能を「統一的」に活用するというのは、他の領域の言語活動と有機的に関連付けながら、言語活動を行うことです。例えば、聞いたり読んだりしたことをもとに、話したり書いたりすることです。この2つは、車の両輪のようなもので、どちらが欠けてもいけないものです。

Q18 「発音と綴りとを関連付けて指導すること」は、必ず行わなければならないのですか。また、フォニックスの指導を行うということですか。

A18 発音と綴りとを関連付けての指導は、新学習指導要領にあるとおり、必ず行う必要があります。ただし、フォニックスは、指導の一形態であるので、発音と綴りの関連のさせ方は、フォニックスでなくても、様々な方法があります。指導の工夫をすることが必要です。小学校では、音声に慣れ親しみ、中学校では、綴りにするとどうなるかという指導を行います。

Q19 語彙の増加、領域ごとの言語活動の指導事項の追加にともない、平成24年度の3年生にとっては、新教科書での語彙の学習等、負担が大きくなるのではありませんか。

A19 在籍中に新教育課程に移行する生徒が、新教科書を使う際は、語彙等の負担は十分想定されます。移行期間中から、語彙指導については、生徒にとって負担のないよう配慮しながら、徐々に語彙数を増加する等の工夫が必要です。例えば、学習内容に関連する語彙等を紹介するなど、円滑な新教育課程への導入に向けて、指導の工夫が必要です。